

東庄町の給与・定員管理等について

(令和 7 年度)

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

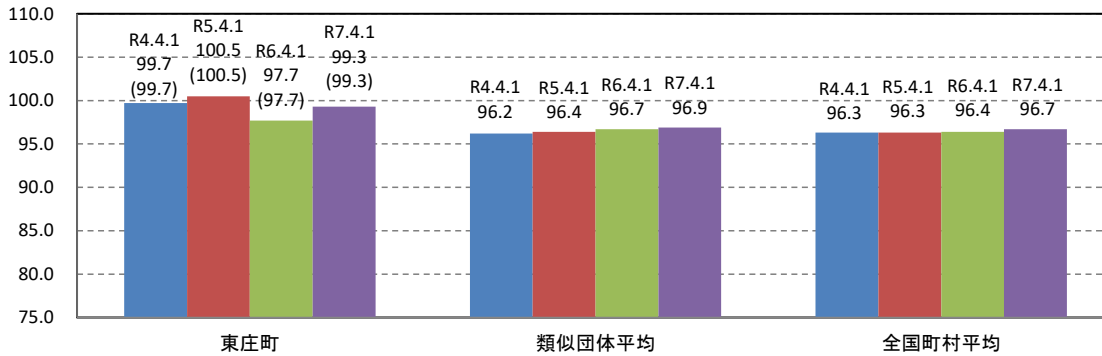
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	12,607	6,793,348	436,313	1,088,282	16.0	14.5

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与				計 B	(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 【令和6年度】
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	123	442,773	66,180	169,791	678,744	5,518	5,751	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む。)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、① 3年連続で上昇している場合、② 100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

(4) 給与改定の状況

※ 東庄町は人事委員会を設置していないため、記載事項はありません。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】 国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し [実施 未実施]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。)

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準4%に対し、東庄町においても4%を支給。

(実施時期) 令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は2%、令和8年4月1日は4%を支給。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	0%	2%	4%
東庄町の支給割合	0%	2%	4%

③ その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
東庄町	40.8 歳	319,900 円	358,890 円	337,670 円
千葉県	39.8 歳	315,893 円	424,453 円	370,183 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	41.4 歳	317,237 円	371,323 円	342,933 円

②技能労務職

区分	公務員					民間		参考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢		平均給与月額 (B)
東庄町	52.9 歳	12 人	243,600 円	273,375 円	253,183 円	—	—	—	
うち用務員	62.8 歳	3 人	231,000 円	245,367 円	233,167 円	用務員	49.6 歳	246,200 円	1.00 倍
うち自動車運転手	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	自家用乗用 自動車運転者	—	—	—
千葉県	50.8 歳	267 人	299,845 円	361,290 円	336,977 円	—	—	—	
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	—	337,907 円	—	—	—	
類似団体	52.4 歳	平均 4 人	297,010 円	318,681 円	306,587 円	—	—	—	

区分	(参考) 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
東庄町	4,322,400 円	—	—
うち用務員	3,722,204 円	3,247,300 円	1.15 倍
うち自動車運転手	— 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されている千葉県内民間の平均データを使用している。

(令和4年～令和6年の3か年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に

支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職(小・中学校(幼稚園))

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
東庄町	40.8 歳	331,900 円	341,138 円
千葉県	39.6 歳	359,710 円	428,310 円
類似団体	40.8 歳	312,645 円	337,786 円

④看護・保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
東庄町	48.3 歳	328,300 円	377,764 円	334,657 円
国	48.2 歳	333,346 円	—	375,323 円
類似団体	43.6 歳	314,816 円	369,415 円	330,601 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区分		東庄町	千葉県	国	
一般行政職	大学卒	225,600 円	225,600 円	220,000 円	
	高校卒	194,500 円	194,500 円	188,000 円	
技能労務職	高校卒	185,700 円	192,500 円	—	
教育職	大学卒	246,900 円	252,600 円	—	
	短大卒	221,300 円	—	—	
医療職	保健師	260,500 円	—	—	
	看護師	短大3年卒	257,100 円	—	—
		短大2年卒	253,100 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

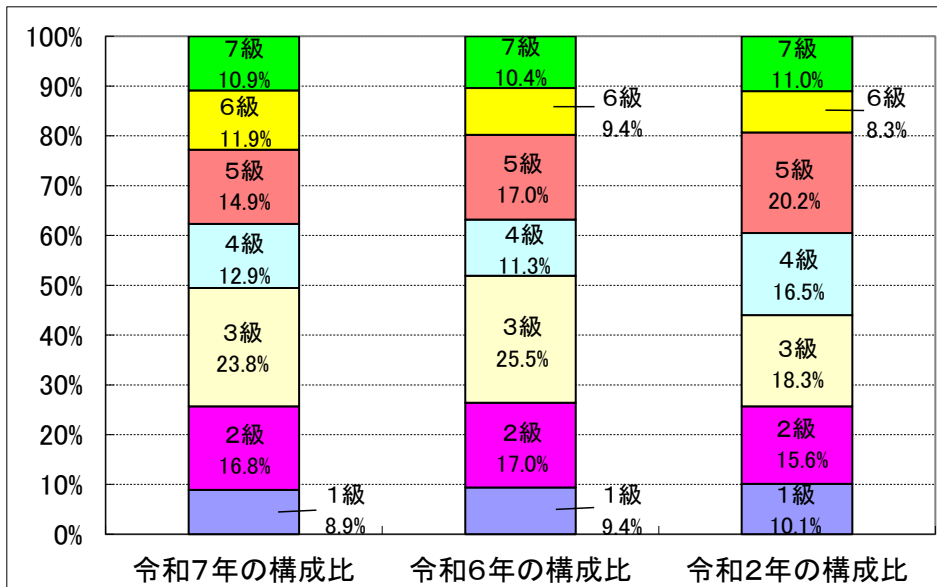
区分	学歴	経験年数10年以上-15年未満	経験年数20年以上-25年未満	経験年数25年以上-30年未満	経験年数30年以上-35年未満
一般行政職	大学卒	293,000 円	373,600 円	402,100 円	418,800 円
	高校卒	266,600 円	— 円	301,300 円	404,800 円
技能労務職	高校卒	254,200 円	— 円	294,600 円	299,700 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

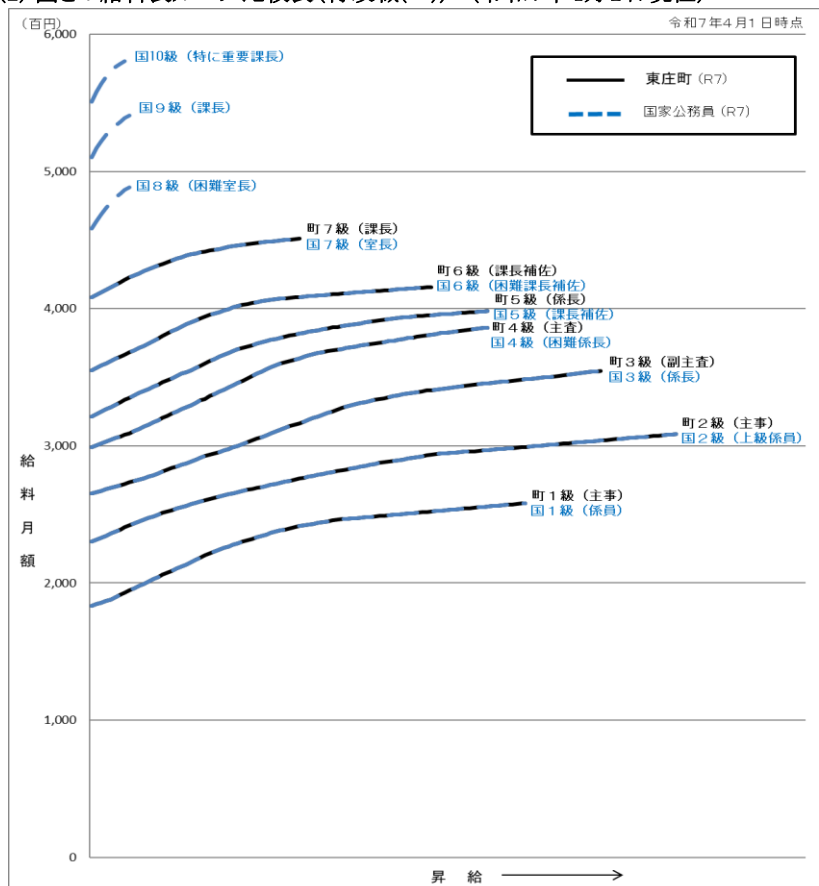
(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和7年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比 (%)	1号給の 給料月額 (円)	最高号給の 給料月額 (円)
1級	主事、主事補	9	8.9	183,500	258,100
2級	主任主事、主事	17	16.8	230,000	308,500
3級	副主査、主任主事	24	23.8	265,300	354,700
4級	主査	13	12.9	298,800	386,100
5級	係長	15	14.9	321,300	398,200
6級	課長補佐	12	11.9	355,200	415,700
7級	課長、主幹	11	10.9	408,300	450,900

(注) 1 東庄町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (令和7年4月1日現在)



※東庄町の行政職給料表(一)は、1～7級までで8～10級は規定していない。1～7級は、国家公務員の行政職俸給表(一)と同額である。

(3) 昇給への人事評価の活用状況(東庄町)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

東庄町	千葉県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,505 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,829 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 15%、25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%
(支給割合が国又は千葉県人事委員会が勧告のいずれか大きい方を上回っている場合又は加算措置が国を上回る場合、その理由)		

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(東庄町)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

東庄町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.669500 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.669500 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.039500 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.039500 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.757500 月分	47.709000 月分	勤続35年	39.757500 月分	47.709000 月分
最高限度	47.709000 月分	47.709000 月分	最高限度	47.709000 月分	47.709000 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2%~45%)		
1人当たり平均支給額 15,292 千円					

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

3 令和6年度は、自己都合による退職手当受給者が3人以下のため、勸奨・定年退職者を含めた平均支給額を記載している。

(3) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
東庄町	2 %	196 人	2 %
(支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由)			

(注)東庄町は、令和7年度から地域手当支給対象地域となったため、令和6年度決算の支給実績等は記載していない。

(4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績	(令和 6 年度決算)	32,039	千円
支給職員1人当たり平均支給年額	(令和 6 年度決算)	942,337	円
職員全体に占める手当支給職員の割合	(令和 6 年度)	17.3	%
手当の種類 (手当数)		7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
夜間看護手当	病院の看護師又は准看護師	正規の勤務時間による一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。)において行われる看護等に従事したとき	勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 1回 6,500円 勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 1回 3,350円(深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の場合にあつては2,950円、2時間に満たない場合にあつては2,100円)
特別調整手当	病院の医師	経験年数に応じ、高度な医療に従事したとき	月額1,000,000円の範囲内で町長が定める額
医師研究手当	病院の医師	高度な医療に対応するため、病院診療を通して調査研究を行い、医療に従事したとき	月額100,000円の範囲内で町長が定める額
健診・予防接種手当	病院の医師	病院外で行う健診・予防接種に従事したとき	月額10,000円
呼出手当	病院の医師	診療時間外に呼出を受けて外来患者の診療を行ったとき	午前8時30分から午後5時15分までの診療患者1人 1,000円 午後5時15分から午前8時30分までの診療患者1人 2,000円 診療の結果、入院することとなった場合入院1人 5,000円
宅直手当	病院の医師	診療時間外に緊急診療に対処するため自宅待機を命じられ待機したとき	午前8時30分から午後5時15分までの待機1回 30,000円 午後0時30分から午後5時15分までの待機1回 15,000円 午後5時15分から翌日午前8時30分までの待機1回 30,000円
待機手当	訪問看護ステーションの看護師	訪問看護ステーションに勤務する職員が正規の勤務時間外、祝日法による休日等又は年末年始の休日等に利用者の緊急連絡に対処するため待機を命じられて待機したとき	午後5時15分から翌日午前8時30分までの待機1回 1,000円 午前8時30分から翌日午前8時30分までの待機1回 2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績	(令和 6 年度決算)	36,639	千円
職員1人当たり平均支給年額	(令和 6 年度決算)	217	千円
支給実績	(令和 5 年度決算)	33,421	千円
職員1人当たり平均支給年額	(令和 5 年度決算)	214	千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) 寒冷地手当(令和7年4月1日現在)

※ 東庄町は寒冷地手当を支給していません。

(7) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容(国の制度)	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	
扶養手当	子	11,500円	同じ	—	13,659 千円	235,498 円	
	配偶者	3,000円					
	子・配偶者以外	6,500円					
	特定期間加算(子 15歳～22歳)	5,000円					
住居手当	借家(家賃)	27,000円以下	家賃-16,000円	同じ	—	7,892 千円	272,128 円
		27,000円超 61,000円以下	(家賃-27,000円) ×1/2+11,000円				
		61,000円超	28,000円				
通勤手当	片道2km以上 公共機関等利用者	運賃等相当額 (上限150,000円)	同じ	—	11,754 千円	77,839 円	
	片道2km以上 自動車等利用者	距離に応じて 2,500円 ～31,600円	異なる	自家用車等 の一部額			
管理職手当	管理的地位にある 職員	職に応じて 20,000円 ～180,000円	異なる	区分及び 支給額	13,476 千円	518,308 円	
休日勤務 手当	祝日及び年末年始 の休日に勤務	勤務1時間当たり 給与額に 100分の135 を乗じた額	同じ	—	878 千円	25,086 円	
夜間勤務 手当	正規の勤務時間と して午後10時から 翌日午前5時の間 に勤務	勤務1時間当たり 給与額に 100分の25 を乗じた額	同じ	—	4,095 千円	132,099 円	
宿日直手当	週休日及び祝日、 年末年始の休日の 宿日直等	役場の宿日直 4,400円(5時間未満 は半額) 病院の宿日直 7,300円(5時間未満 は半額)	同じ	—	4,315 千円	33,448 円	
管理職員 特別勤務 手当	管理的地位にある 職員が、緊急の必 要等により週休日、 祝日及び年末年始 の休日並びに平日 の午後10時から午 前5時に勤務	職及び勤務日 により 3,000円 ～10,000円 ただし勤務が 6時間を超える 場合はこの額に 100分の150 を乗じた額	異なる	区分及び 支給額	1,046 千円	45,478 円	
初任給 調整手当	医療職給料表(一) の適用を受ける職 員の職のうち採用 による欠員の補充 が困難であると認 められる職	一定期間支給 310,000円以下 (月額)	同じ	—	0 千円	0 円	
	上記以外の職のう ち特殊な専門的知 識を必要とし、か つ、採用による欠 員の補充について 特別な事情がある と認められる職	2,500円 (月額)	同じ	—			

5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	町 長	785,000 円	() 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 846,000 円 / 650,000 円			
	副 町 長	644,000 円	() 円	676,000 円 / 532,000 円			
報 酬	議 長	298,000 円	() 円	412,000 円 / 247,000 円			
	副 議 長	243,000 円	() 円	330,000 円 / 193,000 円			
	議 員	220,000 円	() 円	310,000 円 / 175,000 円			
期 末 手 当	町 長	(令和6年度支給割合)					
	副 町 長	4.60 月分					
退 職 手 当	議 長	(令和6年度支給割合)					
	副 議 長	2.60 月分					
備 考	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)			
	副 町 長	給料月額×在職月数×35/100	13,188,000 円	任期ごと			
		給料月額×在職月数×25/100	7,728,000 円	任期ごと			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

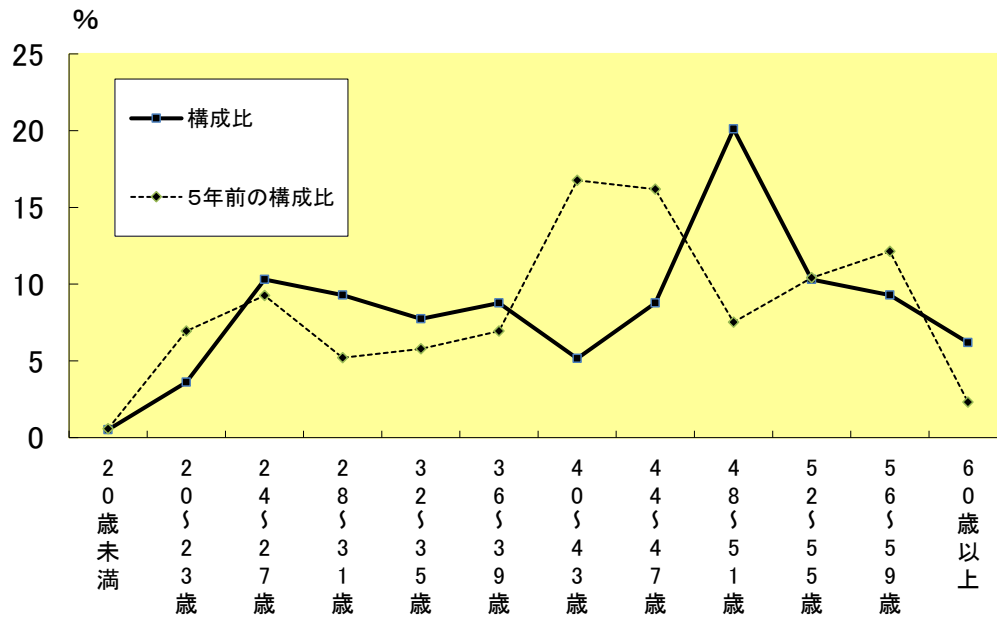
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	議会	2	2		
	総務	40	35	△ 5	育児休業により総務課に配置されていた職員の復帰
	税務	11	11		
	労働	-	-		
	農水	8	8		
	商工	5	4	△ 1	職員の退職不補充
	土木	11	11		
	民生	15	15		
	衛生	7	6	△ 1	新型コロナウイルス関連業務対応により増員していた職員数の見直し
	計	99	92	△ 7	<参考> 人口1万人当たり職員数 72.98 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 92.42 人)
	教育部門	24	25	1	職員の病気休職に伴う人員補充
	消防部門	-	-	-	
	小 計	123	117	△ 6	<参考> 人口1万人当たり職員数 92.81 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 111.20 人)
公 営 会 計 部 門	病院	53	54	1	医療体制の強化による医師職の増員
	水道	4	4		
	その他	17	19	2	介護予防事業及び訪問看護ステーションの体制強化
	小 計	74	77	3	
合 計		197 [205]	194 [205]	△ 3 []	<参考> 人口1万人当たり職員数 153.88 人

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳1歳	20歳2歳	20歳3歳	20歳4歳	20歳5歳	20歳6歳	20歳7歳	20歳8歳	20歳9歳	20歳10歳	20歳以上	計
職員数	1人	7人	20人	18人	15人	17人	10人	17人	39人	20人	18人	12人	194人

(3)職員数の推移

(各年4月1日現在)

部門	区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		82	86	84	87	99	92	10 12.2%
教育		25	23	22	24	24	25	0 0.0%
消防		—	—	—	—	—	—	— —
普通会計計		107	109	106	111	123	117	10 9.3%
公営企業等会計計		66	67	67	71	74	77	11 16.7%
総合計		173	176	173	182	197	194	21 12.1%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の 総費用に占める 職員給与費比率
令和 6年度	千円 398,758	千円 41,662	千円 26,002	% 6.5	% 6.6

(参考) 市町村水道事業 (政令指定都市を除く) 平均一人当たり給与費 【令和6年度】 千円 6,316
--

区分	職員数 A	給与費 B				一人当たり 給与費 B/A
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 千円	
令和 6年度	人 4	千円 14,427	千円 1,667	千円 5,563	千円 21,657	千円 5,414

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
東庄町水道事業	35.8 歳	300,550 円	453,776 円
市町村水道事業(政令指定都市を除く)平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

東庄町水道事業	市町村水道事業(政令指定都市を除く)平均
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,391 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,593 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~15%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

東庄町水道事業		市町村水道事業(政令指定都市を除く)平均	
(支給率)	自己都合 勸奨・定年		
勤続20年	19.669500 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.039500 月分	33.270750 月分	
勤続35年	39.757500 月分	47.709000 月分	
最高限度額	47.709000 月分	47.709000 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	7,848 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)	— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	— 円		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
東庄町	2%	4 人	2%

エ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

※ 該当する手当はありません。

オ 時間外勤務手当

支給実績 (令和6年度決算)	354 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	89 千円
支給実績 (令和5年度決算)	698 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	175 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ 寒冷地手当(令和7年4月1日現在)

※ 東庄町は寒冷地手当を支給していません。

キ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)	
扶養手当	子	11,500円	同じ	—	636 千円	318,000 円	
	配偶者	3,000円					
	子・配偶者以外	6,500円					
	特定期間加算 (子 15歳～22歳)	5,000円					
住居手当	借家 (家賃)	27,000円以下	家賃-16,000円	同じ	—	0 千円	0 円
		27,000円超 61,000円以下	(家賃-27,000円) ×1/2+11,000円				
		61,000円超	28,000円				
通勤手当	片道2km以上 公共機関等利用者	運賃等相当額 (上限150,000円)	同じ	—	208 千円	69,333 円	
	片道2km以上 自動車等利用者	距離に応じて 2,500円～31,600円	同じ	—			
管理職手当	管理的地位にある 職員	職に応じて 20,000円～180,000円	同じ	—	300 千円	300,000 円	
休日勤務 手当	祝日及び年末年始 の休日に勤務	勤務1時間当たり給与 額に100分の135を乗 じた額	同じ	—	7 千円	7,000 円	
夜間勤務 手当	正規の勤務時間と して午後10時から 翌日午前5時の間 に勤務	勤務1時間当たり給与 額に100分の25を乗 じた額	同じ	—	0 千円	0 円	
宿日直手当	週休日及び祝日、 年末年始の休日の 宿日直等	水道事業の宿日直 5,700円(5時間未 満は半額)	同じ	—	154 千円	30,800 円	
管理職員 特別勤務 手当	管理的地位にある 職員が、緊急の必 要等により週休日、 祝日及び年末年始 の休日並びに平日 の午後10時から午 前5時に勤務	職及び勤務日によ り3,000円～10,000 円ただし勤務が6時 間を超える場合は この額に100分の 150を乗じた額	同じ	—	9 千円	9,000 円	